

区域計画（案）

1 国家戦略特別区域の名称

「沖縄県 国際観光イノベーション特区」

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第 17 条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者が各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第 5 条第 1 号、第 2 号及び第 5 号ロ、当該施設等を設ける道路の区域及び各事業者は以下の i)・ii) 及び別紙のとおりとする。（事業実施の際は、清掃活動や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。）

i) 旭橋都市再開発株式会社

- ・モノレール旭橋駅周辺地区内の国道 330 号及び那覇市道泉崎牧志線

ii) 那覇市国際通り商店街振興組合連合会

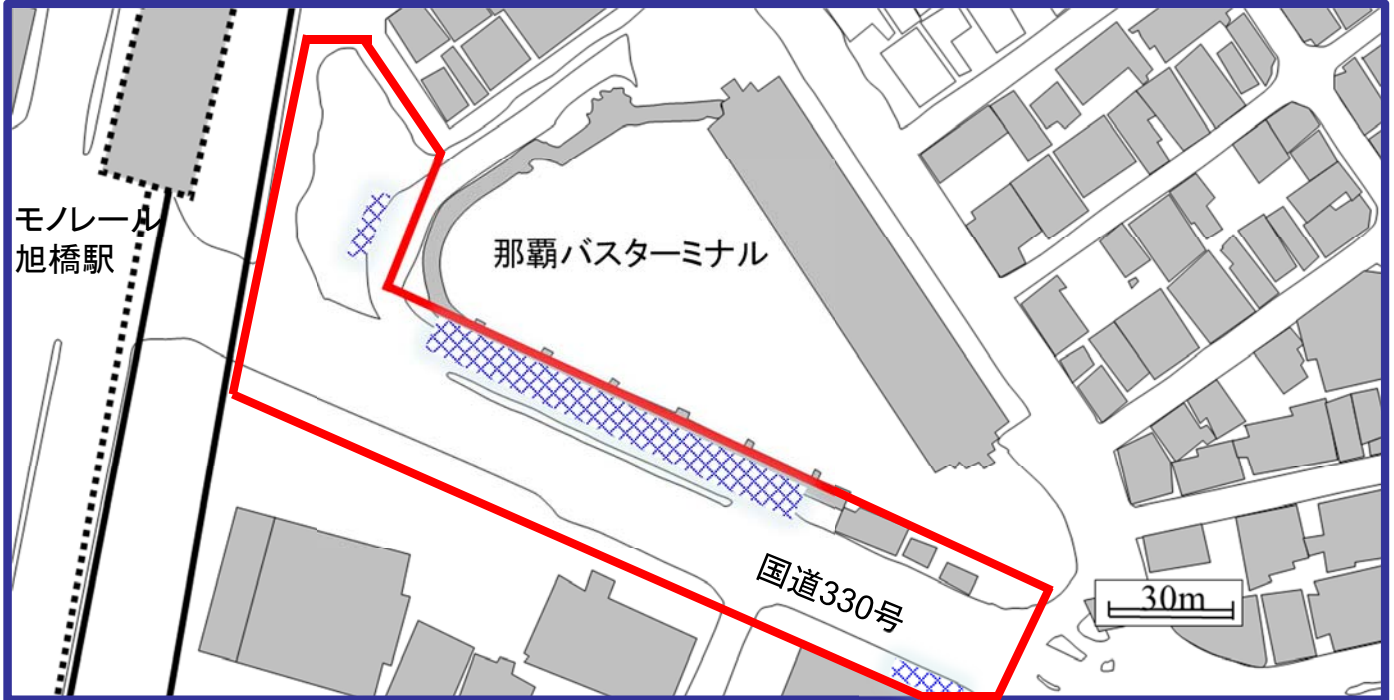
- ・国際通り沿線（県道 39 号）

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

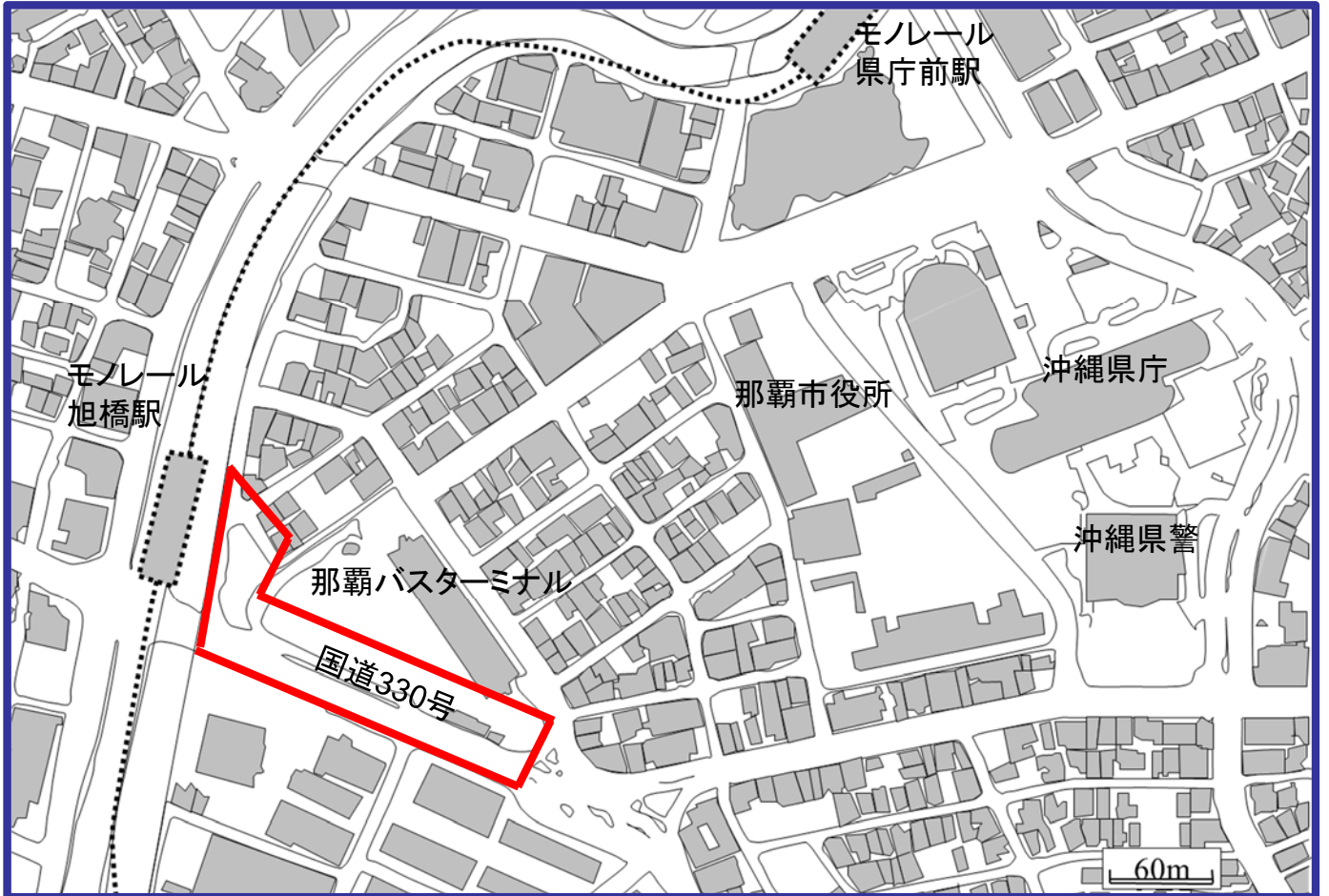
区域計画の実施により、外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備や地域の強みを活かした観光ビジネスモデルの振興が促され、沖縄県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

別紙 国家戦略道路占用事業の適用区域(1/4)

① 国道330号及び那覇市道泉崎牧志線



位置図



【凡例】

外国人を含む観光客の
利便性向上を図る区域



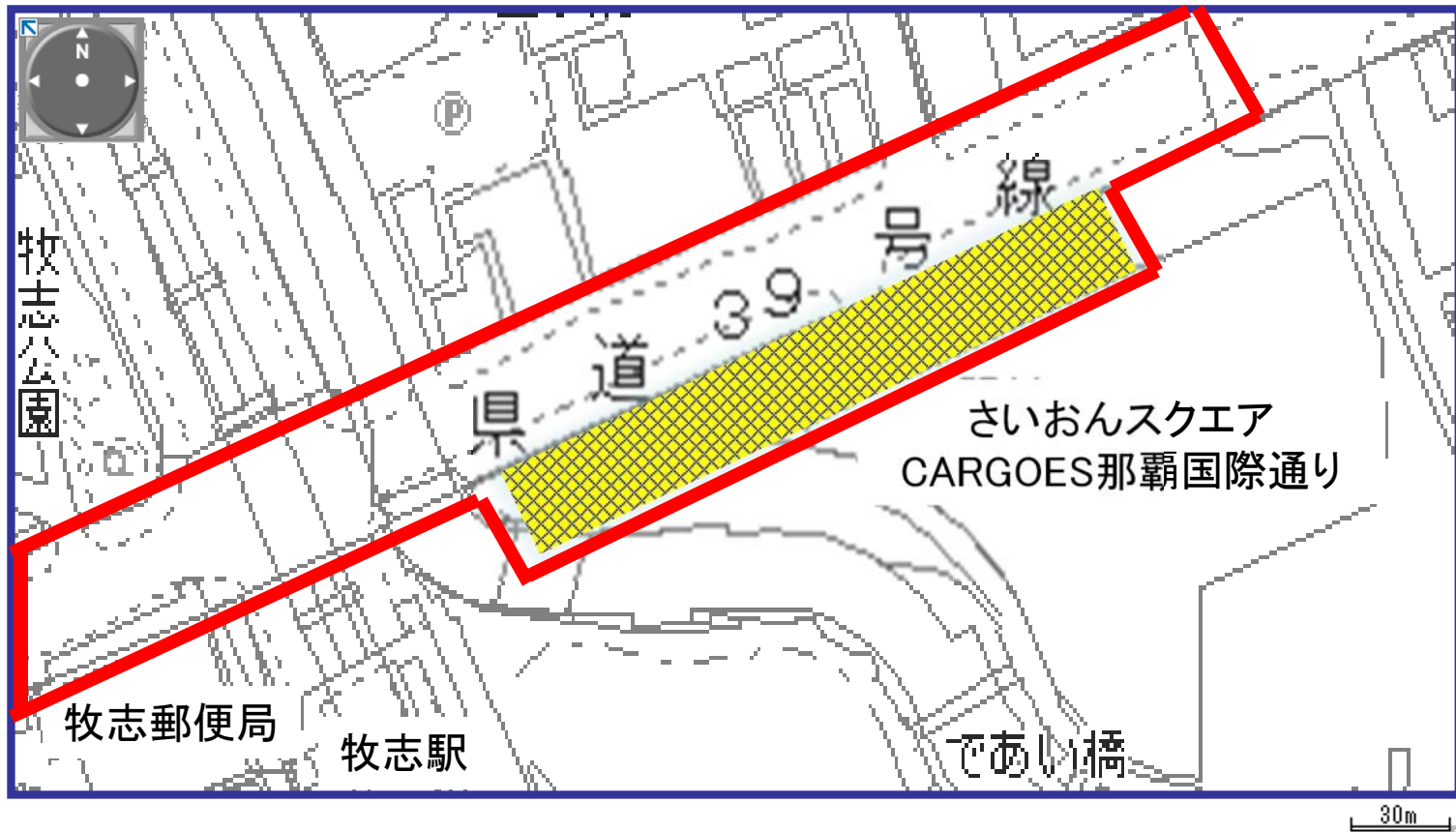
多言語観光案内板及び
バス乗降スペースにおける
底設置場所



別紙 国家戦略道路占用事業の適用区域(2/4)

②-1 県道39号線(国際通り)

【イベントブース等設置区域(1) さいおんスクエアポケットパーク】



位置図



【事業の実施内容】

国際通りのトランジットモール時とする。

【凡例】

外国人を含む観光客の利便性向上及び
中心商店街の賑わい創出区域



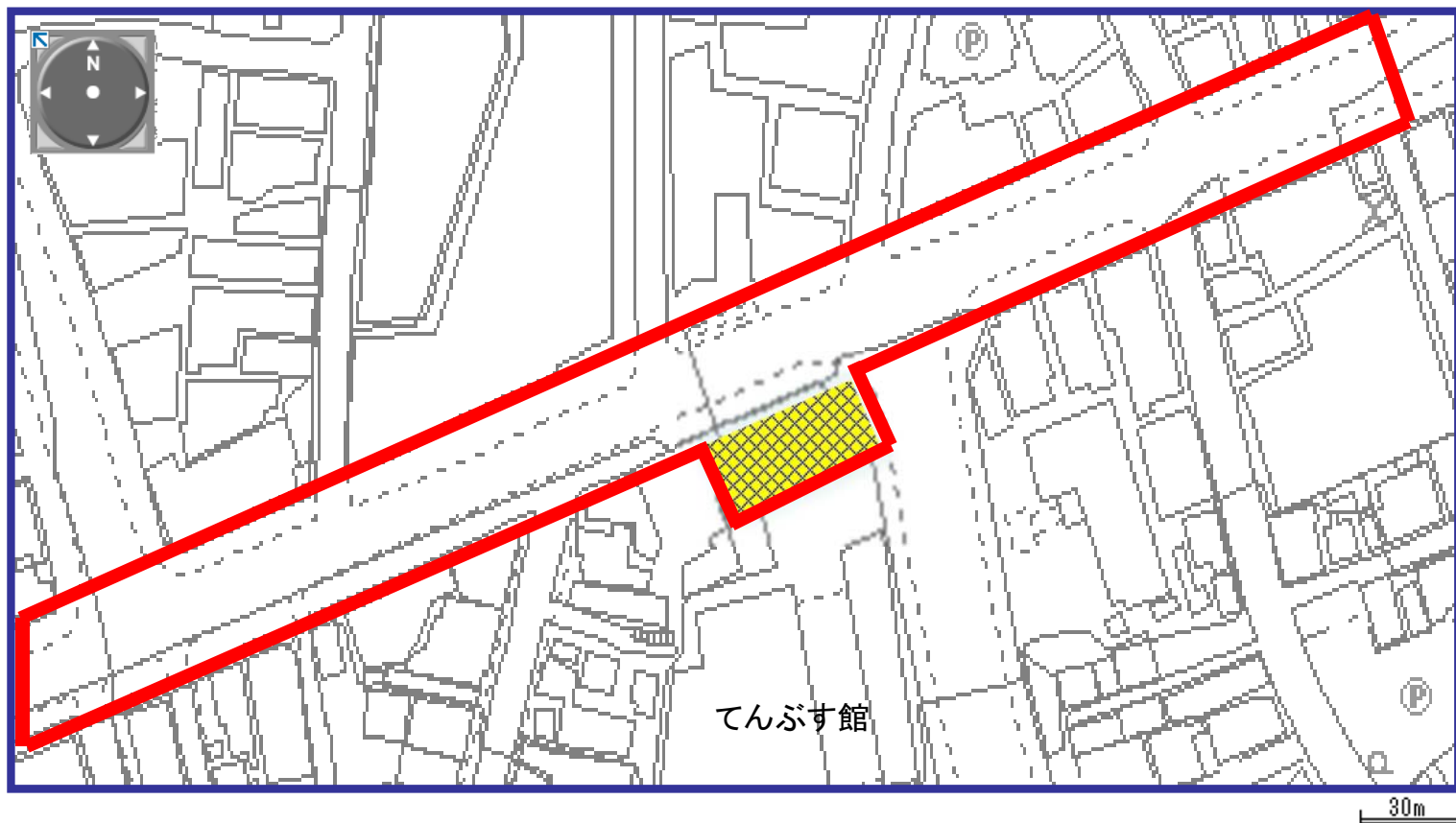
イベントブース等
設置区域



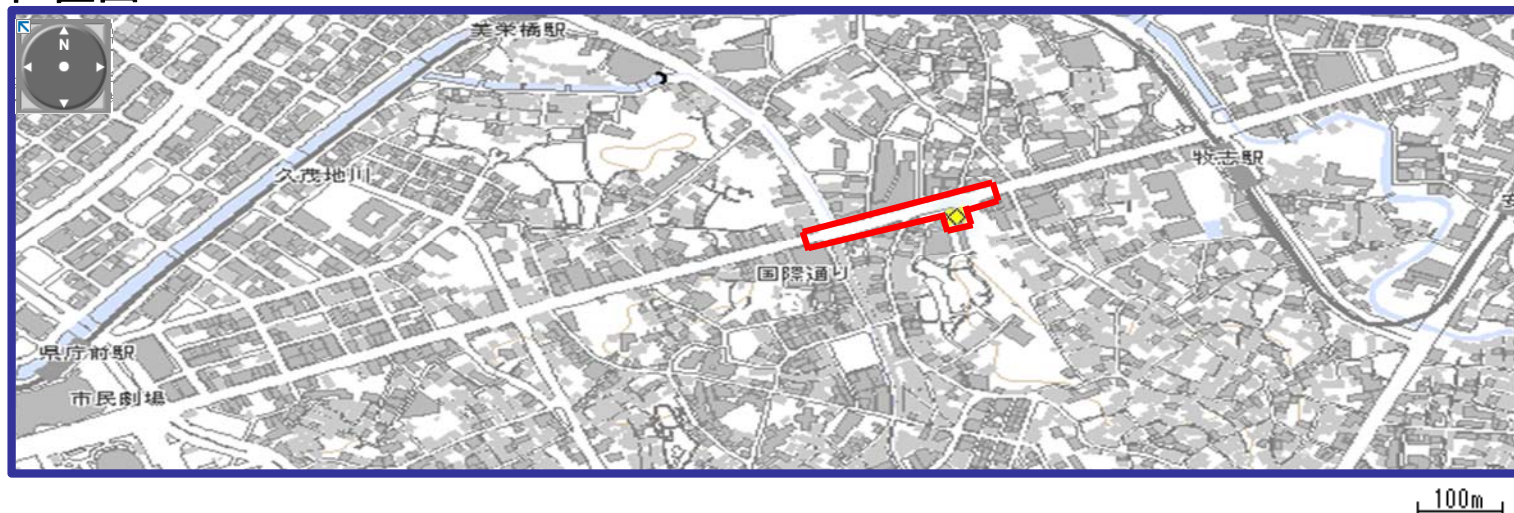
別紙 国家戦略道路占用事業の適用区域(3/4)

②-2 県道39号線(国際通り)

【イベントブース等設置区域(2) てんぶすポケットパーク】



位置図



【事業の実施内容】

国際通りのトランジットモール時とする。

【凡例】

外国人を含む観光客の利便性向上及び
中心商店街の賑わい創出区域



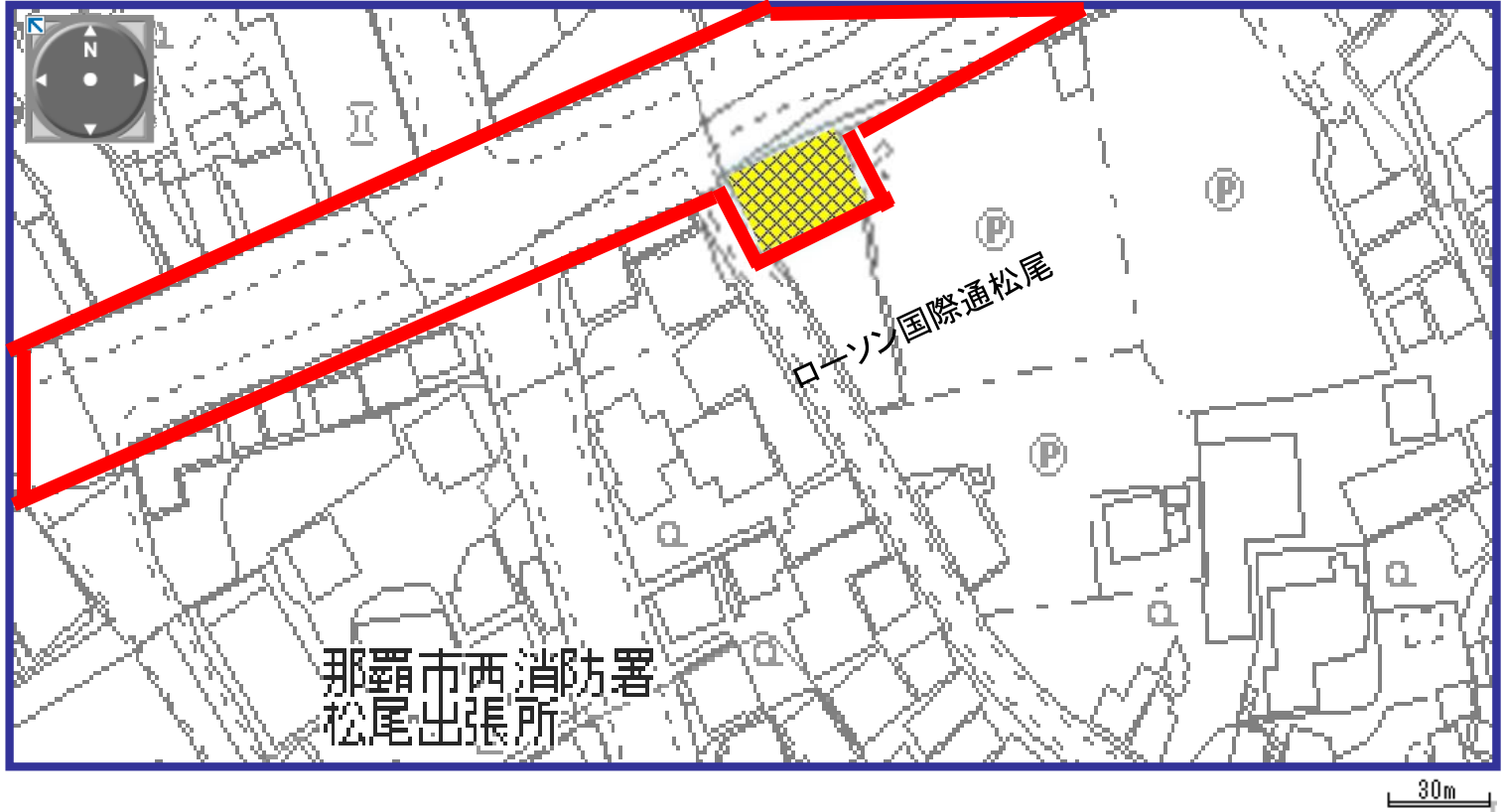
イベントブース等
設置区域



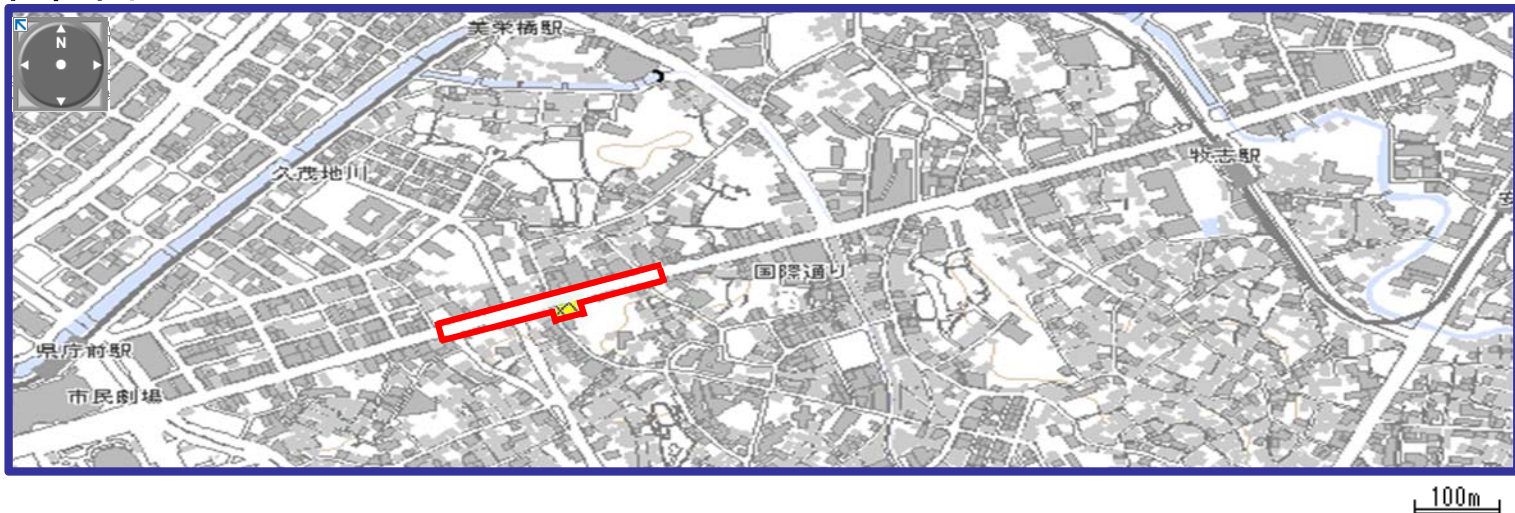
別紙 国家戦略道路占用事業の適用区域(4/4)

②-3 県道39号線(国際通り)

【イベントブース等設置区域(3) 松尾ローソン前ポケットパーク】



位置図



【事業の実施内容】

国際通りのトランジットモール時とする。

【凡例】

外国人を含む観光客の利便性向上及び
中心商店街の賑わい創出区域



イベントブース等
設置区域

